



福島医発第1405号（地）

平成25年9月2日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

平成25年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力について

平成12年より実施されております標記調査につきまして、本年も実施されることとなり、別紙のとおり日本医師会より調査協力の依頼がありました。

当該調査は、全国の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的として実施されているものです。

調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所の全数と、本年は3年ごとに実施する利用者調査として、層化無作為抽出された介護保険施設および訪問看護ステーションの利用者を客体として調査が行われます。調査期日は本年10月1日現在において実施されることになっております。

そこで、平成25年8月29日開催の本会第16回全理事会で協議の結果、本会といたしましても本調査に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本調査の趣旨をご理解のうえ、本調査の円滑な実施にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

(介 5 6)

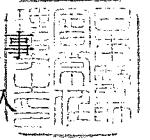
平成 25 年 8 月 22 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



平成 25 年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 12 年より実施されております標記調査につきまして、本年も実施されることとなり、別添のとおり厚生労働省より本会宛に調査協力依頼がありました。

当該調査は、全国の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているものです。調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所の全数と、本年は 3 年ごとに実施する利用者調査として、層化無作為抽出した介護保険施設および訪問看護ステーションの利用者を客体として調査が行われます。調査期日は本年 10 月 1 日現在において実施することになっております。

本会においては、本調査に協力することと致しましたので、貴会におかれましても、調査の円滑な実施にご協力を賜りたくご高配方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

- ・「平成 25 年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について」

(平 25.8.7 統発 0807 第 1 号 厚生労働省大臣官房統計情報部長)

- ・参考資料 平成 25 年介護サービス施設・事業所調査の概要
- ・調査票 (詳細票) 一式

以上

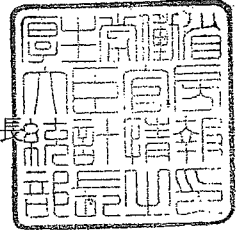




統発 0807 第 1 号
平成 25 年 8 月 7 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成25年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても下記のとおり実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配意方お願い申し上げます。

記

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設及び事業所

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応

型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所
キ 地域密着型介護予防サービス事業所
介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

平成25年9月中に介護保険施設を利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約3,800施設の在所者の1/2(介護療養型医療施設である診療所については全数)及び9月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

平成25年9月中に訪問看護ステーションを利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約2,000事業所の利用者の1/2を客体とする。

3 調査の期日

平成25年10月1日(火)現在において実施する。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

(1) 基本票

①施設基本票(別紙1-1)

②事業所基本票(別紙1-2)

(2) 詳細票

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票(別紙2)

②介護老人保健施設票(別紙3)

③介護療養型医療施設票(別紙4)

④訪問看護ステーション票(別紙5)

⑤居宅サービス事業所(福祉関係)票(別紙6)

⑥地域密着型サービス事業所票(別紙7)

⑦居宅サービス事業所(医療関係)票(別紙8)

⑧介護保険施設利用者一覧票(別紙9)

⑨介護保険施設利用者個票(別紙10)

⑩訪問看護ステーション利用者一覧票(別紙11)

⑪訪問看護ステーション利用者個票(別紙12)

5 調査の実施体制

(1) 厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。

(2) 都道府県は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「平成25年介護サービス施設・事業所調査調査対象名簿」及び基本票の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

6 調査の方法

(1) 基本票は、厚生労働省から都道府県に配布し、各担当者が記入する。

(2) 詳細票は、都道府県により更新された「平成25年介護サービス施設・事業所調査調査対象名簿」を基に、民間事業者から全施設・事業所(⑧～⑪は対象施設・事業所)に配布し、各管理者が記入する。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は速やかに公表する。

平成 25 年介護サービス施設・事業所調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設及び事業所

以下に掲げる介護保険施設及び事業所（詳細は「別記」）を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

イ 居宅サービス事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

以下、「居宅サービス事業所等」という。

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

平成 25 年 9 月中の利用者を対象とし、層化無作為抽出した約 3,800 施設の在患者の 1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び 9 月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

平成 25 年 9 月中の利用者を対象とし、層化無作為抽出した約 2,000 事業所の利用者の 1/2 を客体とする。

3 調査の期日

平成 25 年 10 月 1 日

4 調査の事項

基本票

(1) 施設基本票

法人名、施設名、所在地、活動状況、介護保険施設の定員

(2) 事業所基本票

法人名、事業所名、所在地、活動状況

詳細票

(1) 介護保険施設

開設主体、在患者数、居室の状況、従事者数等

(2) 居宅サービス事業所等

開設（経営）主体、利用者数、従事者数等

詳細票（利用者票）

要介護度、日常生活自立度、傷病名、医療処置等の状況、利用料等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

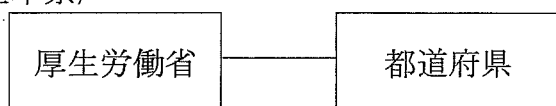
基本票：厚生労働省から都道府県へ配付し、各担当者が記入する。

詳細票：民間事業者から全施設・事業所へ配付し、各管理者が記入する。

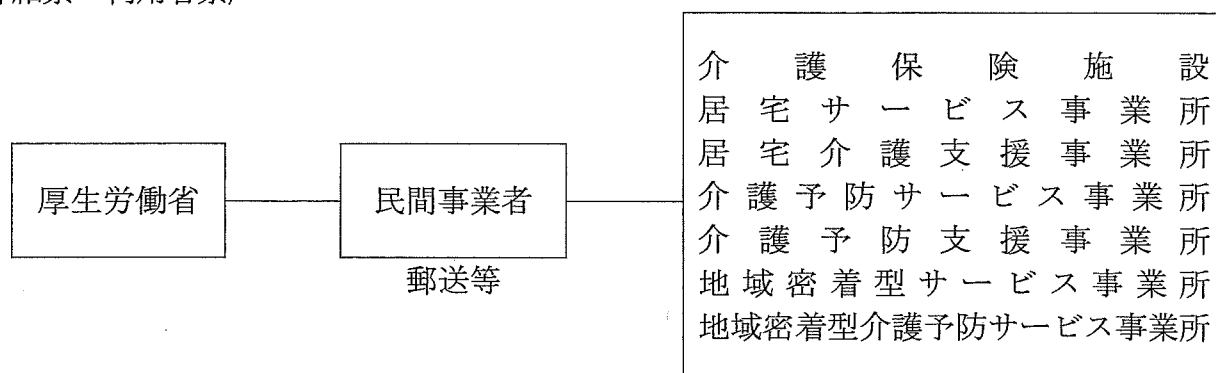
利用者票：民間事業者から対象施設・事業所へ配付し、各管理者が記入する。

(2) 調査の系統

〈基本票〉



〈詳細票・利用者票〉



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は、「平成 25 年介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「平成 25 年介護サービス施設・事業所調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

別記

【調査対象施設・事業所】

【介護保険施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【居宅サービス事業所】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

【居宅介護支援事業所】

居宅介護支援事業所

【介護予防サービス事業所】

介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

【介護予防支援事業所】

介護予防支援事業所

【地域密着型サービス事業所】

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所

【地域密着型介護予防サービス事業所】

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所